

審議会等における公募制、傍聴制等の導入状況一覧

平成 22 年 10 月 14 日 町民課 住民協働担当

【 留 意 事 項 】

- 当資料は、条例・要綱等にもとづき平成 21 年度に設置されていた審議会等について、公募制・傍聴制・議事録の公表等の状況を記載したものです。
- 名称について、「寒川町」の標記は省略しています。
- 名称の**太字**は、附属機関です。附属機関とは、地方自治法の規定によって、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めにより、普通地方公共団体が設置することができる諮問、調停、審査、審議又は調査等のための機関です。
- No. 3 1～4 4 は、専ら非公開情報（個人情報など）を取り扱うことが主たる内容とされている審議会等です。No. 4 5～4 8 は、特に専門性が高いとされている審議会等です。
- 設置について規定する条例や要綱等があっても、必要が生じた場合にだけ委員を委嘱し会議を開催するため平成 21 年度中は開催されなかったものについては記載していません。（例：住居表示審議会、町有地の売払いに関する検討委員会、予防接種健康被害調査委員会など）
- 議事録公表とは、情報公開制度上の公開請求による公開ではなく、担当課等がホームページや窓口での閲覧等により、積極的に公表しているものを指します。
- 担当課等については、平成 21 年度末時点のものです。